

## モニタリング(居宅介護支援業務)における「特段の事情」の考え方

美 祢 市

平成 25 年 7 月 26 日

令和 6 年 6 月 7 日 更新

- 1 利用者が月途中で緊急入院したため、居宅で面接ができなかった場合
  - (1) モニタリングの訪問予定日前に、予測できない緊急入院をした場合は、「特段の事情」に該当すると考えます。その際は、「特段の事情」に該当する理由を記録として残す必要があります。  
又、入院先の利用者の状況について、本人又は家族等に面接等で把握し、その結果を経過記録に残してください。
  
- 2 利用者がショートステイを1月を超えて利用しているため、居宅で面接ができなかった場合
  - (1) 月を通してショートステイを利用している場合、物理的に居宅での面接が不可能ですので、本人に施設で面接をしていれば減算となりません。  
なお、施設職員からも情報収集し、家族等の状況も確認し、モニタリングの結果を総合的に記録するように努めてください。  
※ ショートステイを継続して利用することについて、妥当性の検証が必要です。
  
- 3 利用者が退院後直接ショートステイを利用したため居宅で面接ができなかった場合
  - (1) 物理的に居宅で面接ができないため、「特段の事情」に該当すると考えます。  
ただし、本人に施設で、必要に応じて家族に居宅訪問の上面接し、結果を記録してください。  
ショートステイから居宅に帰る際は、プランの見直しをしてください。
  
- 4 利用者が月途中で死亡した場合
  - (1) モニタリングの予定日前に死亡した場合は、「特段の事情」に該当すると考えます。その旨の記録を残してください。(訪問予定日、死亡日)  
また、家族やサービス事業所から、サービス実施状況について確認のうえ、記録をしてください。
  
- 5 利用者がインフルエンザ等の感染症に罹患したため訪問できなかった場合
  - (1) 原則的に、感染症は「特段の事情」に該当しません。感染症罹患中は、病状・その他の状況把握が必要と考えます。単身者等、必要に応じて感染予防策を整えた上で訪問を要することもあります。  
利用者の病状や家族状況等を把握した上で、訪問を翌月まで延期することが適当と判断される場合は、「特段の事情」に該当する場合がありますので、経過等を記録の上、御相談ください。
  
- 6 介護支援専門員がインフルエンザ等の感染症に罹患したため訪問できなかった場合

(1) 介護支援専門員側の理由によるものであり、「特段の事情」に該当しません。事業所内で別のケアマネージャーが代理でモニタリングを実施してください。代理がない場合は減算になります。

#### 7 災害等の被害により、利用者が居宅を離れたため、居宅で面接ができなかった場合

(1) 利用者が近隣の避難所や近隣親戚宅、宿泊施設等、居宅以外の近隣地域に避難している場合は、避難先を「居宅」とみなしますので、避難先を訪問・面接し、その結果を記録してください。

(2) 利用者が近隣病院・施設等に入院入所(ショートステイを含む。)の場合は、病院や入所先を訪問・面接し、その結果を記録してください。

(3) 利用者が遠方に(サービス実施区域を越える。)避難・入院入所等しており、長期に居宅を離れる場合は、居宅介護支援事業所・介護サービス事業所の変更等も含め、検討が必要であると考えます。

避難先でサービスを利用しない場合は、「特段の事情」と考えますが、電話等により利用者の状況等を確認しておくようにしてください。

なお、この場合、利用者が再び居宅に戻るなどサービスを再開する必要があるときは、新たにケアプランを作成する際と同様に、アセスメント等を取り直す必要があります。

避難先でサービス提供を受ける場合であって、居宅介護支援事業所を変更しないときは、「特段の事情」に該当しません。

※ 災害のため居宅に住めない状況時は、避難先を「居宅」とみなします。

※ 介護支援専門員側の人手不足等の理由は、「特段の事情」になりません。

#### 8 月途中から旅行等、利用者が不在のため、居宅で面接ができなかった場合

(1) 基本的に、その月の予定は事前に把握し、事前に居宅訪問する必要があると考えます。

モニタリング予定日前に不在になった場合であって、かつ、利用者が月末まで居宅に戻らない場合、その予定を事前に把握できなかった正当な理由がある場合のみ「特段の事情」に当たると考えます。

この場合は、事前に把握できなかった理由を記録するとともに、サービス事業所から利用状況を確認するなど、モニタリングを行ってください。

#### 【新規追加 (R6. 6. 7)】

#### 9 利用者が平日はサービス利用等で不在であり、事業所は土日祝日が休みのため、平日に居宅で面接ができない場合

(1) 事業者の休みの都合により自宅に訪問ができないことは、特段の事情に該当しません。

平日は利用者がサービス利用等のため自宅に不在で、土・日・祝日は事業所が休みである場合は、家族とサービス事業所の協議により、規則どおりのモニタリングを行うように調整してください。

#### 10 その他

(1) 上記以外でも「特段の事情」に該当するか否かの判断について迷うことがありましたら、経過等を記録の上、質問票により御相談ください。